

## 会員各位

令和3年9月30日、国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 よりメールにて下記の周知依頼を受けました。

### 記

【周知】「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」の一部改正について  
(周知依頼文より抜粋)

各位

お世話になっております。国土交通省建設業課でございます。

今回は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」(平成14年3月28日国総建第67号。以下「監督処分基準」という。)に形式的な改正がございますので、ご連絡させていただきます。

今回の改正内容は、下記法令の施行に伴う項移動の修正のみとなります。

(※実質的な改正はございません。)

- ・「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」施行(9/1施行)
- ・「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」の改正施行(9/30施行)

具体的な改正箇所は、下記の通りです。詳しくは別添をご確認ください。(下線をクリックしてご覧ください)

[別添 1. 建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準\(最終改正 令和3年9月30日国不建第273号\)](#)

[別添 2. // \(令和3年9月改正案\)見え消し入り](#)

[別添 3. // 新旧対照表](#)

新旧対照表

- ・三1(2)①「～履行確保法～第10条～」→「～履行確保法～第10条第1項～」
- ・三2(3)②「～同法第26条の3第6項～」→「～同法第26条の3第7項～」
- ・三2(5)b「～建設業法第26条の3第8項～」→「～建設業法第26条の3第9項～」
- ・五 施行期日等(※上記のとおり、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」はすでに9/1から施行されているため、2、3ポツ目については遡及適用となります。)

上記の旨を北海道開発局、各地方整備局及び沖縄総合事務局の建設業担当部局あてメールにて周知したところです。

貴団体におかれましては、貴団体傘下事業者への改正後の基準の周知方お願いします。

なお、通常、監督処分基準に改正があった際には公文書による通知を発出しておりますが、今回は、形式的な改正のみということで、公文書は発出せず、メールでの周知のみとさせていただきます。何卒、よろしくお願い申し上げます。

=====  
国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

